

平成 21 年度第 1 回鎌倉市生活環境整備審議会議事録（概要）

- 1 **開催日時** 平成 21 年 8 月 4 日（火）午後 2 時から 4 時 50 分まで
- 2 **開催場所** 議会全員協議会室
- 3 **出席者** 栗原会長、藤吉副会長、青山委員、野池委員、村田委員、三宅委員、渡辺委員
（欠席：牛久保委員、藤井委員）
- 4 **事務局** 勝山環境部長、出澤環境部次長、柿崎環境施設課長、森環境施設課課長補佐、木村環境施設課課長補佐、齋藤環境施設課副主査、竹之内環境施設課主事、山田環境政策課課長補佐、相澤資源循環課長、中村資源循環課課長補佐、小島資源循環課課長補佐、瀬谷資源循環課資源循環担当担当係長、古谷名越クリーンセンター所長、大宮名越クリーンセンター所長補佐、石井今泉クリーンセンター所長、宮村今泉クリーンセンター所長補佐、池田今泉クリーンセンター施設担当担当係長、原山笛田リサイクルセンター所長兼深沢クリーンセンター所長、小泉笛田リサイクルセンター所長補佐、佐藤深沢クリーンセンター所長補佐、市塚下水道課課長補佐
- 5 **傍聴者** 1 名
- 6 **報告**
 - (1) 逗子市とのごみ処理広域化の協議状況について
 - (2) 山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況について
- 7 **議題**

「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方」について

 - (1) 今後の焼却ごみの処理方法について
 - (2) 最終処分場のあり方について
 - (3) その他
- 8 **配付資料**
 - (1) 逗子市とのごみ処理広域化の協議状況について（資料 1－1）
 - (2) 逗子市長平成 21 年度施政方針及び予算提案説明（H25. 2. 25 関連箇所抜粋）（資料 1－2）
 - (3) 山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況について（資料 2）
 - (4) 鎌倉市ごみ処理施設（焼却施設）について（資料 3－1）
 - (5) 燃やすごみの焼却処理に係る L C C 比較
（平成 22 年度～平成 51 年度の 30 年間）（資料 3－2）
 - (6) 鎌倉市の一般廃棄物処理施設等の位置図（図 1）
 - (7) 名越クリーンセンター配置図（図 2）
 - (8) 今泉クリーンセンター配置図（図 3）
 - (9) 鎌倉市一般廃棄物最終処分場の内容（資料 4－1）
 - (10) 鎌倉市一般廃棄物最終処分場位置図（資料 4－2）
 - (11) 平成 19 年 3 月 27 日付「鎌倉市一般廃棄物処施設整備のあり方について」の答申内容の抜

粹（資料4－3）

(12) 鎌倉市溶融固化の処理状況について（資料4－4）

9 会議の概要

平成 21 年度第 1 回鎌倉市生活環境整備審議会は、冒頭に新委員 3 名の紹介が行われた後、事務局から「逗子市とのごみ処理広域化の協議状況」について、「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況」についての報告が行われました。

引き続き「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方」についてとして「今後の焼却ごみの処理方法」について、「最終処分場のあり方」についての 2 点を審議し、その主な内容は次のとおりです。

栗原会長

それでは、まず、「逗子市とのごみ処理広域化の協議状況」について、事務局からの報告を受けた後、委員の皆様にご意見をお願いしたいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

柿崎課長

「逗子市とのごみ処理広域化の状況について」ご報告いたします。

ごみの広域処理にかかわる経過につきましては、昨年 6 月 3 日の平成 20 年度第 1 回の当審議会において、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告を初め、逗子市との間で平成 18 年 4 月に締結されました覚書等の資料により、横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山の 4 市 1 町によるごみの広域処理の取組から横須賀、三浦、葉山のグループと鎌倉、逗子のグループによりごみの広域処理を進めることとされたこと、その後逗子市が生ごみ資源化施設の広域の整備に参画しない旨を表明し、首長会談を実施して今後の協議の方向性を確認したところまでをご説明させていただいておりますので、本日は主にその後の両市の協議の経過についてご報告し、広域化の現況についてご理解を賜りたいと考えております。

お手元の「資料 1－1」をご覧ください。

平成 20 年 3 月 27 日に開催されました鎌倉市逗子市ごみ処理広域化検討協議会及び平成 20 年 4 月 3 日に逗子の平井市長と本市の石渡市長が面談し、焼却施設などその他の施設整備については広域化に向けた協議を続けていくという合意がされたことまでは申し上げたとおりです。

その後、4 月 24 日、5 月 21 日、8 月 12 日及び 11 月 19 日に両市の広域化検討協議会を開催し、広域による焼却施設の整備に向けて、焼却施設の相互視察なども実施いたしましたが、覚書の見直しについての合意には至りませんでした。

こうした中で平成 21 年 2 月 25 日に逗子市長が平成 21 年逗子市議会第 1 回定例会における平成 21 年度施政方針及び予算提案説明において、資料 1-2 のとおり既存焼却施設について、当面 10 年を超える延命化を行う方針を明らかにしました。またこのことは 5 月 15 日に開催された両市の広域化検討協議会においても、お手元資料の枠内記載のとおり説明されました。

本市も、そして逗子市も焼却施設については、ともに老朽化していることについては確認

しあったところであり、一方的な延命化の方針決定は、その期間の広域による焼却施設の建設を棚上げするに等しいものですが、一方では、延命化の理由の一つに、鎌倉市との2市で焼却するごみの組成を同じくするには時間がかかることを挙げるなど、延命化後の焼却施設の整備については鎌倉市との広域処理を視野に入れていることも、示唆しているものと考えられます。

以上の経過から、本市としては、燃やすごみを大幅に削減することのできる山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に取り組むと同時に、逗子市の既存焼却施設の延命化に対応した焼却ごみの処理について早急に方針を定め、対応していかなければならない状況に至っているものと認識しています。

以上で報告を終わります。

栗原会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの報告、説明に関連しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

渡辺委員

逗子市は生ごみ資源化施設の整備には参加しません。焼却施設の延命化でスタートする広域化というのは虚しく思えますが、市長はどう考えておられるのですか。

柿崎課長

逗子市長の、広域化を協議している中での一方的な表明には、鎌倉市長も遺憾であることを表明しております。ただ、逗子市長が表明した施政方針が変わることは現時点では考えにくいので、本市としてはバイオ施設の稼働が開始しても処理しなければならない2万数千トンの可燃ごみの処理を考えておく必要があります。

渡辺委員

市として受身の姿勢でいると支障が出ます。2月25日以前に逗子市との間で打合せはあったのですか。

柿崎課長

副市長あてには一方的に話がありましたが、協議会レベルでは話はありませんでした。

渡辺委員

チームなのに、かなり急に結論を出したことは遺憾な話であり、抗議すべきだと思いますが、特にアクションは起こしてないのですか。

勝山部長

2月25日の逗子市議会で述べられた施政方針の前に、逗子市副市長が金澤副市長を訪ねて来られ、焼却施設の延命化も1つの選択として協議したいという話がありましたが、その場で回答しませんでしたし、改めて金澤副市長と私が逗子市副市長を訪ね遺憾の意も伝えました。

逗子市の方針はトップの判断であり事務レベルの協議はなかなか難しいという話を両市の協議会の中では聞いているところです。

渡辺委員

協議会レベルで駄目ならば、今後計画を立て進めていく上でトップ同士が話す必要があります、

現段階で計画を立てていると思いますが、市長もけじめをつけなければならないが、市長同士は会ってないのですか。

勝山部長

別の場面では会っているはずですが、昨日も県の禁煙条例の協議の場で県知事も交え両市長が顔を合わせていますが、この件に関しては話をしていないと思います。

渡辺委員

今後広域化をどうするか、首長同士が会ってきちんと決めていただかないと、審議のしようがないではありませんか。

勝山部長

本日は、まさにそのための審議会であり、皆様のご意見を受けて、市長としての判断をしていくのだと思います。

渡辺委員

今、持っている計画を進める上でも時間が経っているので、そろそろアクションを起こしてすっきりさせ、今後の計画を進めてもらいたいです。

栗原会長

協議会は、定期的で開催されているのですか。

勝山部長

会長市は輪番制で今年度は逗子市が会長市であり、協議会は5月15日に開催され、その後は一度部長同士で会っています。今後の開催は、あくまで相手次第です。

栗原会長

覚書の見直しを詰めていくのですか。

勝山部長

はい。

栗原会長

こちらの思いだけでいかないと思いますが、覚書が生きている限り、言うべきことは言いつつも、本市の既存施設には手を入れていかなければならない状況なので、この場で審議していかなければならないということです。

柿崎課長

覚書を見直さなければならないということは、事務レベルではお互い確認済みです。その時期については、鎌倉市は早く行いたいのですが、逗子市は一定の期間が必要だと主張しています。鎌倉市としては、早めて欲しいと思っています。

渡辺委員

今のままだと、鎌倉市に責任があるように思われてしまうのではないですか。

アクションを起こさないといけません。色々な場面で今後も影響があると思うし、近隣市でもあり、今後も協力関係が必要であることを考えると、責任の所在、原因の究明も必要なので、アクションを起こす時期ではないでしょうか。

村田委員

広域化の調整機能は県にあり、取りまとめ役で、必要な事項が生じた際には、間に入って

いくことが県の仕事だと認識しています。今の説明の中で県が出てこないのですが、県が機能を果たさないと広域化は何かとうまくいかないのでは、協議会にオブザーバーで県にも入ってもらえばよいのではないですか。

勝山部長

鎌倉市の要望で県にはオブザーバーとして出てもらっています。それとは別に県として逗子市に働きかけもしてもらっていますが、上手くいきませんでした。

村田委員

ということは、逗子市としてはかなり腹が固まっていて、見切りをつけるしかないということですか。

栗原会長

いずれにせよ、覚書があるので今後、覚書を白紙にするのかどうかですね。

村田委員

白紙にはできないでしょう。

青山委員

着地点は両市のメリットがあるところになるのでしょうか、鎌倉市のメリットは何なのでしょう。

柿崎課長

元々、広域処理は集約化することにより、コスト・環境負荷の低減、効率化が大前提であり、実務的に言うと新たな焼却施設ができることにより、両市の老朽化した施設を一つにし、施設の共有化を実現していくという考えがあり、また生ごみの資源化施設も広域の方が効果があるため、逗子市は焼却施設、鎌倉市は生ごみ資源化施設となってきたところです。

村田委員

逗子市は先延ばしにしているだけです。

勝山部長

4市1町の時は、鎌倉市の広域化の条件として焼却施設は敷地条件に無理があるので、横須賀市と逗子市が焼却施設、鎌倉市と葉山町がその他の施設、三浦市が最終処分場ということになっていました。

栗原会長

かなり時間も過ぎましたので、「逗子市とのごみ処理広域化の状況」についての報告に対するご意見はこの辺りでよろしいでしょうか。

続きまして「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

柿崎課長

「2 山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況」についてご報告いたします。

生ごみを資源化処理する施設につきましては、当審議会委員の皆様から、未利用バイオマスである下水汚泥と生ごみを集約、混合処理しエネルギーを回収していく整備手法について大変貴重な情報やご意見を賜りました。おかげさまをもちまして、本年1月16日開催の当審

議会においてご報告申し上げましたとおり、ご視察いただきました山崎浄化センター敷地内に、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備を図っていくこととなっております。

このことにつきましては、昨年 12 月から本年 1 月にかけて地元町内会及び市内 5 地域において説明会を開催いたしますとともに、特に地元から意見の出されました現状における臭気対策、低地排水対策等への対応に力を入れており、地元町内会との協議の場の設置などに取り組んでいるところです。

次に本施設の整備に向けたスケジュールについてですが、お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思います。

整備に係るスケジュールにつきましては平成 21 年度、本年度実施しております基本計画の策定の中で概算経費とともに概要を作っていく予定ですが、現時点での暫定スケジュールについてご説明いたします。来年、平成 22 年度には生活環境影響調査を実施いたしますとともに、翌 23 年度にかけて都市計画法・下水道法事業認可変更の手續などに取り組んでまいります。

また、併せて生ごみの分別収集方法について検討を進めるとともに、平成 24 年度には実施設計を、工事については平成 25 年、26 年の 2 ヶ年を想定しておりまして、平成 27 年度当初からの稼働を目指していきたいと考えています。

次に本年度実施しております基本構想、基本計画策定についてですが、基本構想策定業務につきましては珠洲市、北広島市で作業に当たるとともにロータスプロジェクトで事務局を担った経験を持ちます財団法人下水道新技術推進機構に委託を行い、現在は下水汚泥と生ごみのそれぞれについて計画人口、原単位、発生量推計を行い、計画処理量の算定を行っているところであり、今後概略施設配置や事業化に向けた技術的課題の整理を進め、基本構想図書にまとめてまいります。

また、基本計画策定業務につきましては、日本下水道事業団と協定を締結し、基本構想策定業務における成果を生かしながら並行してフローシートの検討、設計諸元の整理、既存施設への影響の確認等を行い、配置計画の検討、概算事業費の算定、事業スケジュールの策定などを経て、年度末までに基本設計図書の作成を行っていく予定です。

なお、委託先との調整や市としての判断に当たっては下水道を所管する都市整備部と私ども環境部でプロジェクトを設置し、部をまたがる横断的な取組を行っております。

現在推計されている生ごみのバイオガス化に係る処理量は、年間約 15,000 トンとなり、平成 19 年度の燃やすごみの焼却実績である約 41,000 トンから、施設稼働後には年間約 26,000 トンまで削減されるものと想定しています。

資料 2 下の図に記載してあるとおり、燃やすごみ量と下水汚泥焼却量を合わせますと平成 19 年度実績で約 53,000 トンありました焼却量が、施設稼働後には約 38,000 トンまで削減され、エネルギー回収と相まって環境負荷低減に大きく寄与するものと考えております。

以上で報告を終わります。

栗原会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたら、お願い致します。

野池委員

主として、生ごみは住宅地域のものを分別するのですか、企業からのものは集めるのですか。

柿崎課長

収集対象は、家庭系、事業系一般廃棄物の生ごみ全てと考えています。

栗原会長

ということは、現在の可燃系のごみ全てを分別するということですね。

柿崎課長

はい、そのとおりです。

野池委員

経験によると、家庭系は当てにするのが難しいです。家庭系から出てくる物は、メタン発酵のための材料として不適物も多いし、本当にエネルギーとなるのは事業系が確実かと思います。

現在もご努力されていますが、住民の方に協力を求めて、子ども達も含めて永続的に頑張ってお進めて欲しいと思います。

安曇野では予定より生ごみの回収量は少なくなっていますが、下水汚泥との混合メタン発酵は有力であると思います。北広島市でもそろそろ着工ですが、私たちの関心ごとのひとつとしては、二酸化炭素の削減量にも期待を寄せております。それから、メタン発酵自体は臭気が出ませんが、投入口等は対策を講じていかなければならないのですが、住民の方が恐れているような臭気はこの場合は出ないと思います。

栗原会長

ありがとうございました。その他、何かございますか。

村田委員

法の適用ですが、ここには代表的なものしか書いていないと思うのですが、建築基準法、廃棄物処理法、都市計画法などが基になっていて、ここには主なものが入っているということでもよろしいですか。括弧して廃掃法と書いてあるのが、何か意味があるのかと思ひまして。

栗原会長

これは条例アセスでなく、廃掃法上での生活環境影響調査だと書いてあるだけなのでしょう。

村田委員

そちらの話ですか。ただ、処理量が日量5トンなので、少なくとも施設の設置の届出は必要です。そうすると廃掃法の適用は間違いなく受けるということで、あとは県条例アセスをやるのか、生活環境影響調査をするのかということですね。

藤吉副会長

平成 21 年度の検討で3点気になっている点があるので、しっかりとやって欲しいと思います。1点目は、市民が行うごみ分別、生ごみの発生量の想定は難しいので、環境省のモデル実施もうまく活用し、データをしっかり持ってやらないといけません、慎重に進めてもらい

たいです。2点目は、施設に集まったごみの分別はどの程度なのか、他市では期待通りになっていないのが現実であり、そのため発酵前処理のハンドリングを十分に検討していただきたい。3点目は、これは質問になってしまいますが、発注方法、運営方法は、PFIもあり多様化していますがどのような形でしょうか。

柿崎課長

分別については、平成18年度に実施した約5,000世帯のモニタリングから数値化しております。鎌倉市は回収・分別率は高いと考えています。7割ぐらいは他の資源物と同じように分けてくれると考えています。市民の皆さんは協力的であり、今後も普段からの啓発を行っていく所存です。また、前処理施設はかなり技術が進んでいると聞いており、最新の技術で取り組んでまいります。

発注方法はまだ決定しておりませんが、山崎浄化センターは鎌倉市が管理主体であるため、下水道施設として一体管理するのか、前処理施設だけ別の管理にするのかなどを含め、都市整備部と今後検討していく予定であります。

村田委員

鎌倉市内では、生ごみ処理機、消滅型が普及しています。「バナナの皮は切って欲しいのか、そのままでもいいのか、魚の骨は駄目なのか」など、生活者の視点から見て、具体的に例を示してアプローチしていかないと、何でも処理できるわけではないことを伝えないとけません。これまでの経過から、鎌倉市民は「ここを守って下さい」ということを具体的に示せば、協力してくれるはずです。

栗原会長

組成分析した数字の内容は、どのようなものですか。

勝山部長

ある程度の異物混入も想定して出しております。

柿崎課長

回収率は、初回は60数パーセントと程度とみておりますが、他の資源物は7～8割の現状であり、生ごみの分別も目標として8割を設定しております。

栗原会長

リスクがあるような気がします。モニタリング結果があるにせよ、通年で8割は困難が予想されるので、今後とも分別量については慎重に対応してもらいたい。

勝山部長

横須賀市は機械選別ですが、鎌倉市は家庭の中では生ごみは流しの中で最初に分別されているというスタンスであり、今までの資源物の分別実績から、異物の混入率は少ないと想定しています。また、異物の混入が少なくなるよう戸別収集、有料化も合わせて考えていきたいと思っています。例えば平成26年中からモデル地区を設けるなど、試行を重ねて異物混入を減らしたいと考えております。

村田委員

市民としては、協力してもらいたいことをきちんと行政が発信してくれるようお願いしたい。そして、参加する意識を持ってもらうことが大切です。市民は、これまでも細かい分

別等を行い、行政を相当フォローしてきており、地域の問題解決に参加しているという意識があるものの、8割は厳しいと思います。

受け入れる市民の意識も高いと思いますが、年齢構成も変わり、若い人も鎌倉市に転入しており、新しい住民へのルールの徹底も必要であろうし、これまでの啓発活動にプラスアルファが相当必要です。

青山委員

市民意識について、鎌倉市は日本でも有数の環境意識の高い自治体で、ごみ問題は市民の方のたいへんな関心事だと思いますが、生ごみの回収に当たっても、市民の方に施設の重要性を理解していただくことが、回収率につながると思います。これまで説明会や意見をいただくといった手続を踏んできていますか。

柿崎課長

全市5地域で説明会を行ってきております。また、日頃から廃棄物減量化等推進員さんには伝えてきており、分別手法も基礎からお話をしてきました。実際、平成18年には、それを前提として5,000世帯のモニタリング分別調査を実施致しました。生ごみの分別意識はかなり浸透してきていると考えております。

野池委員

前処理装置は、ある程度不適合物を除いて槽に送っています。白石市のシリウスでは、問題なく分別できており、上手い分別装置もあります。北広島市もきっとそうであろうし、住民の方はあまり神経質にならなくてもよいと思います。技術はそこまで進歩しています。

栗原会長

それでは、「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備に係る状況について」の報告は、この辺でよろしいでしょうか。

それでは次に、議題1として、「今後の焼却ごみの処理方法について」事務局からの説明を受けた後、委員の皆様にご意見をお願いしたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

柿崎課長

逗子市が既存の焼却施設の延命化を決定した時点で、鎌倉市逗子市との広域の焼却施設を逗子市に早期に建設することは、当面見込めない状況となっております。本市の焼却処理施設は、今泉クリーンセンターと名越クリーンセンターの2箇所ですが、今泉クリーンセンターは稼働から37年、名越クリーンセンターは稼働から28年経過しており、施設設備の劣化が進んでいる状況です。

平成27年度に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働し、生ごみが現在の燃やすごみから除かれたとしても、年間約26,000トンの燃やすごみの処理が必要であり、その方法としていくつかの選択肢が考えられます。今後の焼却ごみの処理方法について想定されるケースについて、ライフサイクルコストを中心とした比較表にまとめました。

ケースAは、鎌倉市・逗子市の広域の焼却施設を新たに逗子市に建設した場合です。このケースは、逗子市が現在の焼却炉の延命化を表明したことから、当面実現できないことは明確となりましたが、B以下のケースと比較する意味で記載しております。特徴としては、現

行炉を稼働させながら新炉の施設整備ができるため、ごみの自区外処理費を要しないことから、ライフサイクルコストが比較的安価で、その他の課題も少ない計画となることが想定されます。

ケースBは、名越クリーンセンターの現在の焼却炉について延命化工事を実施し、その後、逗子市に鎌倉市・逗子市の広域の新しいごみ焼却炉を建設するものです。延命化工事後のごみ処理施設の稼働期間を約10年と想定したもので、工事の期間には、現在焼却しているごみの自区外処理費が必要です。このケースでは、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働する前の平成26年度までに、名越クリーンセンターの延命化工事を実施し、平成27年度以降における燃やすごみへの対応を図ろうとするものです。

ケースCは、今泉クリーンセンターを全面的に解体し、新たに当該地に鎌倉市単独の新しい焼却施設を建設するものです。Bと同様に、施設建設の間、現在焼却しているごみの自区外処理費が必要です。ライフサイクルコストが比較的安価となっていますが、物理的課題、その他の課題に記載があるように、当該地に至る道路や前面道路が狭いため、道路に沿った土地の買収や、新たな大規模開発造成が必要なことなど、現状のままでは物理的に不可能な要素があり、土地の買収等も含め、困難性が極めて高いことが想定されます。

なお、今泉クリーンセンターの延命化工事の想定はしていませんが、これは生ごみを分別した後の燃やすごみのカロリーが高くなることから、今泉クリーンセンターの現在の焼却施設を延命化することによる対応は不可能であることを、メーカーなどからのヒアリングで確認したためです。

ケースDは、名越クリーンセンターにある現在の焼却施設を解体し、当該地に新たな鎌倉市単独の焼却施設を建設するものです。この場合、名越クリーンセンターで燃やしているごみを最低でも4年間、自区外処理する費用が必要です。また、新炉建設に当たっては、景観地区の建物高さ規制15mを遵守するために施設を地下化するなど、工事に関する物理的課題が非常に多く、また、工事の難易度が高いため工事費用も多額となると考えています。

ケースEは、名越クリーンセンターの延命化工事を実施し、稼働期間10年を経た後の平成37年度から、燃やすごみを全量自区外処理するものです。継続的な自区外処理の場合、他の自治体に協力をお願いすることの困難性や、民間施設での処理費用の増大等の課題が想定されます。

ケースFは、名越クリーンセンターの延命化工事を実施し、稼働期間10年を経た後の平成37年度から、名越クリーンセンターにある焼却炉を解体し、当該地に新たな鎌倉市単独の焼却炉を建設するものです。このケースでは、延命化工事の3年間と、新炉を建設する4年間の合計約7年間ごみの自区外処理費用がかかること、またケースDと同様に、景観地区の建物高さ規制15mを遵守するため、施設を地下化するなど、工事に関する物理的課題が非常に多く、また、工事の難易度が高いため工事費用も多額になると考えております。

ケースGは、名越クリーンセンター、今泉クリーンセンターとも延命化を行わず、施設の耐用期限後の平成27年度から、鎌倉市の燃やすごみの全量を永続的に自区外処理するものです。自区外処理の際に生じる課題はその他のケースと同様です。

なお、ケースCは、ライフサイクルコストの視点からは優先順位が上位になるものの、物

理的課題やその他の課題にあるように、道路拡幅のための土地買収や搬出入車両増大への対応、緑地保存地区に隣接する土地の大規模開発造成工事が必要になるなど、困難性の高い課題が多くあります。

以上が、本市の燃やすごみの処理方法の案ですが、そのほかにも何か選択肢があるかと思っておりますので、ご意見を賜れば幸いです。

栗原会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関連して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

渡辺委員

ライフサイクルコストでは、ケースAの逗子市に新炉を建設する想定が最も安くなっています。これを見ると、逗子市が一方的に「現行炉を10年間延命化します」と言っても、普通「そうですか」で済むこととは思えません。財政の厳しい状況から考えれば、市長は当初の予定通りであるケースAを実現できるよう、もっと逗子市に主張してもよいのではないのでしょうか。逗子市の方から覚書を解消しますと言うまで努力すべきではないですか。

勝山部長

まず、今までの協議を踏まえると、逗子市の方から覚書を解消するということは、おそらく言うてこないと思います。鎌倉市としても、自治体間の約束を一方的に破棄する考えはありません。

また、逗子市の政策決定に対して、ケースAの履行を迫るのは困難性が高いと思われます。平成19年から20年にかけて、ケースAの履行を強く求めてきましたが、その結果が現状となっています。鎌倉市長が会っても、逗子市長が翻意することは現実的には難しいと思っております。

渡辺委員

ライフサイクルコストにこれだけの差があると、鎌倉市、逗子市ともにケースAはメリットがあります。最後はどうなるかわかりませんが、トップがリーダーシップをもって交渉する姿勢というものが大切で、その責任の所在もはっきりしてもらって、粘り強く交渉していくべきだと思います。

栗原会長

ただ、延々とやっているわけにはいきません。名越クリーンセンター、今泉クリーンセンターともに既存施設が老朽化しているため、その手当てをするための時間的な制約があるのではないのでしょうか。メンテナンスにより、もうしばらく焼却を続けられればよいですが、定格の6～7割程度の焼却量でなんとか運転しているのが現状でしょう。

村田委員

燃やすごみの場合、カロリーが問題になります。平成27年度以降は、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働して燃やすごみから生ごみを取り除かれるため、燃やすごみのカロリーが上がります。資料にはその点の記載がないですが、これに対応するためには、カロリー換算で燃焼室の容量を増やす意味から、新設に近い大規模な改造が必要になる可能性があります。10年の延命化といっても、中味的にはほとんど新設に近いものにならない

と対応しきれないのではないですか。

栗原会長

名越クリーンセンターの現状は、75 トン炉が2基ですが、これを再び75 トン炉2基にするとして、280 日稼働とすると、年間 42,000 トン焼却することができます。村田委員指摘のとおり、ごみ質が高カロリー化しますが、一方で燃やす総量は減ります。つまり、高カロリー対応の50 トン炉を2基整備すれば、75 トン炉のスペースがあれば大丈夫ではないかと思いません。

柿崎課長

生ごみを抜くと、燃やすごみは3,000 キロカロリー/kg 程度にまで上昇すると思われまます。今泉クリーンセンターは設計基準では1,850 キロカロリー/kg が上限で、延命化で対応できる限度を超えています。名越クリーンセンターの炉は設計基準では2,500 キロカロリー/kg が上限で、改修することによって高カロリー化への対応が可能だと考えています。

藤吉副会長

今後の方針を決める根拠付けとしての審議だと思いますが、そもそも根本的なビジョンづくりは広域の協議会ではやらないのですか。もう、それぞれの市でやりましょう、ということではよいのですか。それならば、この審議会で審議していいと思うのですが、今のままでは決裂ですね。これでよいのか疑問なのですが。

柿崎課長

逗子市は逗子市で生ごみを資源化して、その後の状況を見極めて広域化をしていくということであり、逗子市は鎌倉市との広域による焼却施設の建設については否定していません。時期を10年程度ずらすということで、決裂したわけではありません。

藤吉副会長

であるならば、ライフサイクルコストの比較について、A案の発電の効果など、広域処理を行うメリットをもう少し記載したほうがよいです。資料では、広域の新炉は日量159トンの規模とありますが、建設費は割高に、維持管理費は割安に記載されていると思います。このあたりはもう少し見直して、発電効果も加えて、広域でのメリットが分かる資料にしたほうがよいです。

村田委員

ごみ処理は財政負担の大きなものであり、県の市町村課など自治体間の調整を行う部署でも対応すべき問題になっていると思います。次善の策をとるとしても、なぜこれだけ財政上メリットのある広域化を行わなかったのかということになるでしょう。もう少しグローバルな対応も必要ではないでしょうか。

勝山部長

4市1町の協議の中でコストの話は整理済みでしたが、平成18年に覚書を結んで、その後逗子市は市長が代わった時点で、独自に改めて広域の場合と単独の場合の費用比較を行って、その結果広域の方が逗子市の負担は少ないという結論を得ていました。

しかしその後、生ごみ資源化施設について、鎌倉市の建設用地が変更になり中継施設や運送費が増えることを1つの理由として、参画しないと表明しました。逗子市の主張する中継

施設は必要なく、その施設整備に係る経費もいらぬのではありませんかとお話しましたが、逗子市長の考えは変わらないというお話でした。神奈川県にも間に入っていました、考えは変わりませんでした。

高カロリー化への対応は、メーカーヒアリングを実施しました。村田委員のご指摘のとおり、ここでは延命期間を10年としています、20年程度持たせられると考えています。

平成22年度には、ごみ処理基本計画の中間見直しを行い、その中で山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が平成27年度に稼働することは考慮できますが、今の状況では、逗子市との広域化は平成37年頃以降になり、中間見直しの中には出てこないでしょう。今後15年程度を見据えた本市単独でのごみ処理をどうするかということでは、燃やすごみの全量を自区外処理することも、今泉クリーンセンターを改修することも難しいため、名越クリーンセンターを改修して対応したいと考えています。

栗原会長

焼却施設を10年間延命できる改修を行う、という想定ですか。

勝山部長

逗子市は延命化計画の内容を明らかにしていません。逗子市は今年度、ごみ処理基本計画の見直しを行うとしていますが、焼却施設の改修に関する予算は計上されていません。鎌倉市と逗子市のごみ質を同じにするというのが逗子市が延命化を行う理由の1つでしたが、本市では燃やすごみが高カロリーになり、逗子市の生ごみを含む低カロリーの燃やすごみと一緒に焼却はできませんので、それはそれで筋が通っています。

しかし生ごみは、当初は生ごみ処理機を普及して処理すると言っていましたが、今後は全市を対象とした生ごみ処理システムとして、何らかの施設で処理する可能性を検討していくとしています。新しい施設の計画から建設には7～8年の期間が必要です。

逗子市がこのような状況の中、平成27年度以降の鎌倉市のごみ処理を考えていかなければならないので、ご意見を賜りたいと思っています。

村田委員

逗子市は平成35年頃までは延命化で対応し、その後のことは何も明示されていない中で、鎌倉市は平成35年頃までは単独で焼却処理をしなければなりません。改修を行うならば、20年先までを視野に入れる必要があります。逗子市は用地を確保しているので、費用の問題はあるものの単独でも処理が可能でしょう。鎌倉市が何年の延命化をするかによって、逗子市へのメッセージも違ったものになってきます。

栗原会長

将来を考えると、どこかで逗子市と足並みを揃えなければ、一緒に広域化を実現できるタイミングが無くなってしまいます。

村田委員

鎌倉市の自区外処理について、逗子市が能力の範囲内で優先的に受けてくれる担保を取るなどしなければ、このままずっと広域化は実現しないのではないですか。

柿崎課長

延命化の期間は逗子市の表明に合わせて10年間と設定して資料を作成していますが、基本

的にはストックマネジメントの考え方で、20年間程持たせられるようにすることが可能になると考えています。

栗原会長

ケースBの想定で行くと、平成27年度には山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働し、今泉クリーンセンターは停止、そして10年後には逗子市との広域化があるかもしれないということですね。消去法でいくと、ひとつのパターンに収れんしそうですね。

渡辺委員

逗子市の状況などを考えると、ケースBしかないでしょう。

三宅委員

ケースBでは鎌倉市は平成24年から延命化工事を実施することになっていますが、逗子市よりも先行して工事を進めるということですか。

柿崎課長

平成27年度に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働すると、燃やすごみが高カロリー化するため、それまでに炉の改修を終えておく必要があります。

三宅委員

焼却炉は、10年後に今よりも格段に良くなっているものなのですか。

柿崎課長

既存炉よりも新炉の方が、環境負荷は低くなります。

栗原会長

広域の焼却施設では、効率的に熱回収・発電ができ、CO₂削減効果が見込めます。鎌倉市単独の100トン足らずの規模では、発電が行えないことはないが、大きな期待は持てません。逗子市と広域化を実現するチャンスは残しておく必要があるということです。

村田委員

単独ではうまくいかないのは、逗子市も鎌倉市と同じでしょう。早く逗子市の事務当局に理解してもらい、逗子市長に説明してもらえないですが、県は説明をしているのでしょうか。

勝山部長

逗子市の事務当局も平成19年度の時点では広域化のメリットを理解していました。

栗原会長

政治的な話になっているということですね。

青山委員

自区外処理が全量民間委託で想定されていますが、実現性はいかがでしょうか。

栗原会長

民間の事業者はたくさんあり、鎌倉市からの距離はありますが、実際に緊急時に自治体からの委託を受けることもあり得ます。実現性は十分です。

村田委員

民間に委託すると高額になるので、逗子市に受けってもらうという担保がとれなければ財政的に厳しいのではないですか。

青山委員

柔軟に考えるならば、例えば自治体で燃やすごみのカロリーを集めるのに苦労している炉があれば、お願いするののも一つの方法ではないでしょうか。

栗原会長

ダイオキシン類対策を実施したときは、実際に鎌倉市の燃やすごみを横浜市に受けてもらったことがあります。しかし、受入れ側の焼却施設周辺の住民には「なぜ他の自治体のごみをここで焼却するのか」という感情があり、難しい面があります。

青山委員

逗子市が延命化を表明したのは、燃やすごみのカロリーが合わないからという点だけが理由ですか。

柿崎課長

逗子市はカロリーのことは言っていないです。鎌倉市の人口は逗子市の3倍近いのに、なぜ逗子市が鎌倉市のごみを受け入れなければならないのかという世論もあって、政治的な決断に至ったものと推測しています。

青山委員

広域で建設する施設規模はどのくらいですか。

栗原会長

資料に159トン/日と出ていますが、鎌倉市は山崎浄化センター稼働後の焼却量での計算です。

村田委員

逗子市が生ごみの減量化を進めると、159トンよりも減少することになります。

栗原会長

いずれにせよ、逗子市が頭一つ分先に走っているのだから、鎌倉市もアクションを起こす必要があります。山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備は確実に動き始めているので、当面名越クリーンセンターを延命化するのかどうか、ケースAからGを消去法で考えると、ケースBしか残らないのではないかと思います、いかがでしょうか。

渡辺委員

この審議会としてはケースBを進めていくということではなく、まずは逗子市との広域化を目指すということですね。

栗原会長

10年後には逗子市との広域化のチャンスが来るので、それまでの間、足並みを揃えて行かざるを得ない状況と思います。

渡辺委員

今の段階では、ケースBがベストだとは言いきれませんが、ケースAからGの中では、Bしかないでしょう。

藤吉副会長

全国の広域化の取組の中で、建設予定地が決まると住民の反対などで計画がくずれてしまうというのはよくあるパターンです。周辺地域の人は、焼却施設に対してプラスのイメージ

を持っていないので、びっくりしてしまうのです。押し付けあいばかりやるのではなく、もっとプラス面をPRするビジョンを積極的に出して、現在ある汚い炉のイメージを無くしていかなければなりません。

技術的なことは実務的に解決できるので、逗子市が反対する理由が分からなかったのですが、住民感情があるならば、炉の延命もさし当たって5年間という方法があってもよいのではないのでしょうか。

勝山部長

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設では、環境負荷の低減やCO₂削減についてのPRはもちろん行っていますが、周辺住民の方は収集車両が集中することを大きな負荷だと感じています。地元への利便施設を併設する要望が強いので、利便施設をなんとか併設できないかということで話し合いを行っています。

焼却施設を延命化するに当たっても、地元の方に使っていただける利便施設をつくる必要がありますが、そうすると、ある程度長いスパンでの長寿命化を行う必要が出てきます。

野池委員

逗子市も広域化で助かる面があるでしょう。生ごみを各家庭で処理する方法は、永続しません。山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設についても、逗子市の生ごみも一緒に受け入れてやればよかったです。

バイオマス利活用施設は国の方針にも合っていますし、2012年には京都議定書の目標が達成できなければ、お金を支払わなければならないことになっています。

土浦市はバイオマスタウンの構想を策定することになりましたが、市長にこれからの街づくりにおけるバイオマスタウンの意義を説明して説得した経過がありました。逗子市の市長にもお話しして説得し、なんとしても広域での施設を建設するように気長にお話するのがよいのではないのでしょうか。

村田委員

諮問に対する対応の方法はどうするのでしょうか。タイムスケジュールも含めてその点の説明をしてください。

勝山部長

本審議会で本年1月に諮問させていただいた時点では、逗子市の広域化に対する方針が見えなかったため、答申も3年から4年先になると思っていましたが、2月に逗子市の方針が決定しました。来年度は本市のごみ処理基本計画の中間見直しに当たるため、見直し前までに答申をいただき、27年度までの計画をつくりたいと考えています。

また、本日の議題については、平成22年度予算の編成にもかかわるため、答申の前に、提言書としてご意見を頂ければと思っています。

栗原会長

鎌倉市の立場から、この審議会としての方向性が必要になるということです。

渡辺委員

ケースBしかないのではないかと、言わざるを得ないです。ただこの審議会と言う前に、市長がやるべきことがあるのではないのでしょうか。それ無しに、簡単にケースBでよいです

とはいえません。

三宅委員

お金がすごくかかることなので、市長にはぜひトップ会談を開いて、鎌倉市としてどうしていくのか姿勢を示していただきたいと思っています。

柿崎課長

この審議会に資料をお示しし、現在の逗子市との政治的な状況、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の進捗状況も踏まえた上で、諸条件を総合的に考えて、何が賢明な方策なのかご意見を頂ければ、それをもとに政策も決まってくると思います。

渡辺委員

それならば、ぜひケースAを、というのが私の意見です。

青山委員

鎌倉市が逗子市の焼却ごみを受け入れるという可能性はないのでしょうか。

柿崎課長

逗子市分も含めた燃やすごみを処理できる施設を建てられるだけの敷地が、物理的に見当たらない状況です。既存施設も狭隘なため、物理的に受入れは不可能です。

村田委員

限りなくケースAを追求すべきだが、日々のごみを処理しなければならない責務を考えるとやむを得ずケースBを選択する。相手がいることなので、それを説得するのはこの審議会の役割ではありません。経費のことを考えると、ケースAを実現する努力を惜しまないでほしいというのが、市民感情です。

渡辺委員

ケースAを進めるという上で、首長同士が1回も会っていないというのはいかがなものでしょうか。

三宅委員

最善の努力をしていないのではないかという気持ちがあります。環境のことを考えるならば、広域化が良いと理解していますが、実際目の前に迫っている課題の解決策として、ケースBを選択せざるを得ないのではないのでしょうか。

栗原会長

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の稼働に合わせてアクションを起こさなければ間に合わなくなるので、鎌倉市の問題として方向性を出さざるを得ないと思います。

藤吉副委員長

逗子市は当面延命化を考えますというような表現ではなく、なぜ10年の延命化という表明をしてしまったのでしょうか。それを受けて鎌倉市は同じことをしようとしています。このままでは決裂してしまうのではないのでしょうか。

資料では延命化の費用が30数億円で計算されていますが、どのように延命化ができるかについて今後検討していけば、この金額がもっと上がっていくかも知れません。国の交付金の出し方も変わってきているので、検討します、という程度の意思表示でよいのではないのでしょうか。

柿崎課長

平成 27 年に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設が稼働し、燃やすごみの質が変わると、その前に何らかの手当てをしておく必要があります。ケースAがだめならばケースBを選択するとしても、平成 22 年度には計画策定、平成 23 年度に実施設計、平成 24 年から 26 年に 1 炉を運転しながら改修するスケジュールになり、今が決断するぎりぎりのタイミングになっています。

栗原会長

延命化に交付金を受けるのは難しいのではないのでしょうか。

柿崎課長

現時点では延命化工事については出ないようですが、調査・計画策定は対象になると聞いています。

勝山部長

広域化の実現に向けての努力を、平成 18 年からずっと行ってきましたが、もう時間がありません。市長は議会の中で、実質的に覚書は解消されたと思っていると発言しています。また、覚書はそのままにしておけないので、何らかの整理が必要だと思っています。

平成 19 年 4 月 3 日の首長会談の中では、焼却施設は今後協議をしていきたいと思いますという方向性だったものが、突然延命化の方針表明があり、私どもとしては非常に戸惑っています。

一方逗子市は、生ごみや植木剪定材を分別回収していないので、鎌倉市とごみ質を合わせられるようになった時点で改めて広域の話をしたい、それには時間がかかるのでそれまでの間は延命化でしのぐという主張もそれなりに筋が通っています。逗子市長が施政方針で説明した内容なので、市長同士が会っても方針は変わらないと考えています。だからこそ、今日、ご審議をお願いしています。

栗原会長

考え方はいろいろありますが、私から委員の皆様提案をさせていただきたいと思います。本年 1 月 16 日付で鎌倉市長より、当審議会に諮問をいただいている「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方」については、最終的には鎌倉市の一般廃棄物処理施設全体の再編整備について答申という形で、まとめていくものと考えておりますが、これには、時間がかかると考えております。

今、委員の皆様にご意見をいただいた「焼却ごみの処理方法」については、鎌倉市の一般廃棄物処理施設全体の再編整備という諮問事項の部分的な議題であり、喫緊の課題でありますので、この議題につきましては、当審議会として、この議題に特化したものとして、提言書という形で文面化したものを策定したいと思いますがいかがでしょうか。また、この提言書の（案）の作成については、私と副会長に一任していただき、案ができ次第、委員の皆様にご覧いただき、ご意見をいただいた上で形をまとめ、次回の当審議会を確認をさせていただき、その後、生活環境整備審議会として市長に提言をさせていただく形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

栗原会長

それでは、次の議題に移ります。二つ目の議題は「最終処分場のあり方」についてですが、事務局からの説明の後、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。

柿崎課長

それでは、「議題2 最終処分場のあり方について」ご説明させていただきます。

まず、最終処分場の経過について概要をご説明させていただきます。資料4の1から資料4の4をご参照下さい。

本市では、名越・今泉クリーンセンターから排出された焼却灰、焼却残さと呼ばさせていただきますが、市内、関谷地区の用地を地権者からお借りして、平成12年3月まで埋立処分を行ってまいりました。

本市の最終処分場は、資料4の1のとおり、焼却残さの処分時期により1号地から6号地と呼んでおり、その配置につきましては資料4の2でお示ししているとおりでございます。

概要を簡単にご説明致しますと、1号地から4号地につきましては、既に、地権者に返却し、現在は農地として耕作をしております。5号地につきましては、現在、本市が植木剪定材受入事業場として用地をお借りして使用しております。6号地につきましては、平成12年3月まで行っていました焼却残さの埋立処分を、同年4月から全量溶融固化処理に切り替えをしたため、それ以降、現在に至るまで埋立処分を行っておりません。

次に、資料4の3、「平成19年3月27日の生活環境整備審議会第14号の答申内容抜粋」をご覧ください。

6号地は、同資料の「(2) 最終処分場の今後」の前段にありますように、不測の事態に備える危機管理の位置付けとして、埋立残余量を一部残した状態で、地権者へ営農補償を行って土地をお借りし、最終処分場として維持管理を続けております。

続きまして、市が平成12年4月から行っている「焼却残さの溶融固化処理の現状について」ご説明いたします。資料4の4をご覧ください。

名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの焼却残さの全量を、現在は、栃木県小山市・茨城県鹿嶋市・名古屋市にあります民間会社3社にそれぞれ分散して溶融固化処理を委託し、危険分散を図っているところでございます。現在、委託している3社の年間焼却灰残さの受入余裕状況は、資料4の4でお示ししているとおりでございます。

本市の焼却残さ全量、平成20年度実績でいいますと約4,500トン程度を1社で処理できる受入状況になっている事業者が2社、残り1社におきましても施設の増設を予定しており、平成23年度からは全量受入可能な態勢となると聴いております。

各社が生産している溶融スラグにつきましては、溶融スラグ化した物を、商品として計画的に販売しており、安定的な需要と供給を行っている状況となっております。こうした状況は、毎年職員が各事業所に出向き、現地確認を実施しておるところでございます。

現時点での状況を総合的に考えますと、現在では、焼却残さの処理における危機管理の位置づけは、希薄となっている状況であると考えております。したがって、今後は地権者、県及び農業委員会等関係機関と調整を図り、最終処分場6号地の廃止に向けた手続等に着手

してまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

栗原会長

ありがとうございました。ご質問はありますか。6号地だけで、維持管理経費はいくらでしょうか。

柿崎課長

地権者への営農補償が2900万円弱、その他維持管理で300万円程度です。

村田委員

前回の答申からは状況が大きく変わり、あの地区は農地であるのだから、リスクが解消されているのであれば、本来あるべき農地に復元すべきだと思います。1号地から4号地はすでに農地となっているのだし、5号地6号地も支障がないという整理がついているのであれば、早く農業振興地域の農用地区域のあるべき姿に戻したほうがよいです。

廃掃法の問題、農政サイドの問題も加味して、廃止にしたいということですか。

栗原会長

廃止に向けた事務手続きに入りたいということでしょう。溶融固化も順調であり、今後は焼却灰を6号地に持っていくことはなさそうです。

村田委員

残る問題は「自前の最終処分場を持っていないか」という、自治体としての姿勢ですが、本来の役割は果たしたと思うので、手続きを進めてはいかがでしょうか。

栗原会長

盛土の作業等の工事は伴うのですか。

柿崎課長

どのような土を入れるかなどについて地権者と相談して、復元手続きを進めていきたいと思っています。

栗原会長

廃止届出に向けた、観測井戸はあるのですか。

柿崎会長

はい、横須賀三浦地域行政センターとの協議では、廃止に向けて、ガス抜き管3本、もう1本観測井戸を増やして、2年間必要な観測を続けるということが廃止に向けての条件と聞いております。

村田委員

そのような事務手続きをはじめたいということなら、よろしいかと思えます。

青山委員

逗子市の最終処分場はどうなっているのですか。

柿崎課長

池子に持っていて、平成21年度には一杯になり、その後は同じ土地で容量を広げると聞いております。

栗原会長

鎌倉市の焼却残さについては、平成 12 年度から現在まで約 10 年にわたって全量溶融固化処理をしてきており、その処理状況も現在はさらに安定した状況であることを踏まえると、最終処分場 6 号地については、危機管理上の位置付けの必要性は希薄になっていると考えられますので、最終処分場 6 号地は廃止の方向で手続を進めるということによろしいでしょうか。

三宅委員

土壌汚染の心配はないのですか、土は入れ替えるのですか。

柿崎課長

その手続のために法に基づき、水質などのチェックを行います。汚染の恐れが無いと確認しなければ、県も廃止の認可をしません。

三宅委員

分かりました。

栗原会長

2年間測定します。井戸、ガス管の深さはどれくらいですか。

柿崎課長

井戸は 20 メートル、ガス管は数メートル程度です。

栗原会長

よろしいですか。それでは他に意見が無いようですので、廃止の手続を進めて下さい。事務局から、その他何かございますか。

柿崎課長

今回は 9 月末か、10 月初旬に審議会を開催させていただきたいと考えております。

栗原会長

それではこれで平成 21 年度第 1 回鎌倉市生活環境整備審議会を終了いたします。長時間にわたりご苦勞様でした。

以上